

# 県産農畜水産物応援消費推進業務仕様書

## 1 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、外出自粛に伴う外食需要の落ち込みや輸出の停滞、イベントの自粛・中止等により、農畜水産物で価格低下や出荷量の減少などの影響が生じているため、今後も切れ目のない対策を実施していく必要がある。

本業務は、「感染拡大の防止」と「社会経済活動の維持・再生」の両立を目指し、県民等に対し県産農畜水産物の応援消費の気運を醸成し、農畜水産物の消費及び販売の回復・拡大を図ることを目的とする。

## 2 委託料

15,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

## 3 委託期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

## 4 業務概要

新型コロナウイルス感染拡大により消費が落ち込んだ県産農畜水産物の販売回復・拡大を図ることを目的に、新しい生活様式に対応したウィズコロナを前提に今後のイベントのあり方の指針となるような「県民向けの県産農畜水産物応援消費イベント」を企画・提案し、実施する。

また、口蹄疫終息から10年が経過したことから、県民への感謝の気持ちも表すこと。

### 【コンセプト】

- ① 「口蹄疫終息から10年」  
～県民への感謝を発信
- ② 「宮崎を食べる」  
～県産農畜水産物の地産地消と県民への理解醸成の推進  
～ジモミヤラブの展開
- ③ 「新たな県民向け県産農畜水産物応援消費イベント」  
～新しい生活様式に対応したウィズコロナを前提としたイベントの指針

## 5 業務詳細

### (1) イベント名

「県産農畜水産物の魅力」と「口蹄疫終息から10年の感謝」を発信できるようなイベント名を提案すること。

### (2) 内容

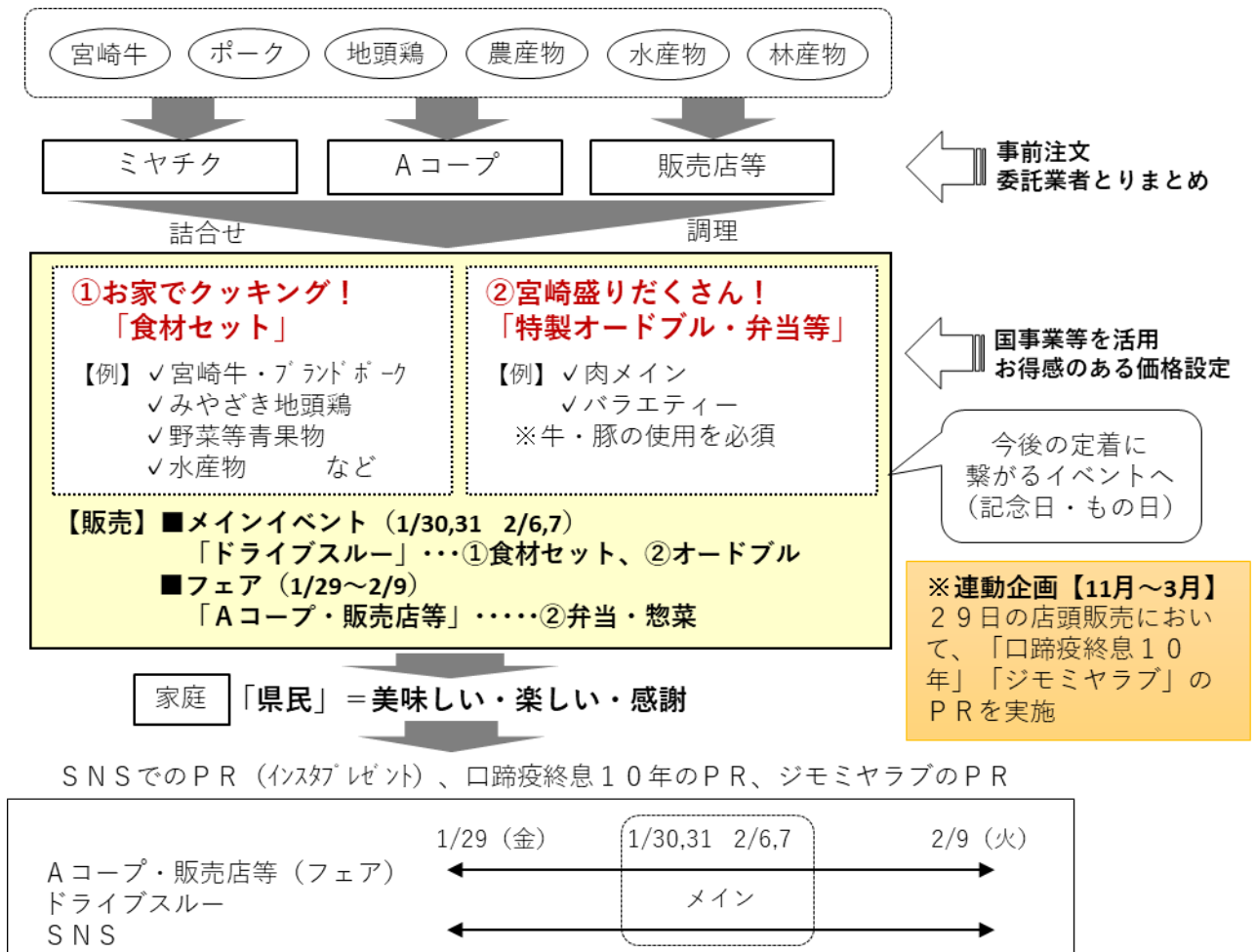
- ① 家庭消費向けとして、宮崎牛等畜産物をメインに食材（生鮮）や特製オードブル・弁当を販売。販売は事前注文の予約制とする。
- ② 食材については、県産の牛肉、豚肉、鶏肉、農産物、水産物、林産物を活用すること。なお、一部の食材は国庫補助事業の対象となるため、担当部局と連携し、関係者

の申請業務等の補助を行う。最低の条件として、当該事業による販売であることを表示し、加えて牛肉と豚肉の活用は必須とする。

食材の仕入れは、各店舗が通常の取引先から仕入れていただき、オードブル等の価格設定も自由とする。当該事業による損益は、各店舗に帰属するものとする。

- ③ 県内全域で購入できる形式とする。販売店舗については募集し、販売手法は店舗販売などを前提に検討する。
- ④ 県内の新型コロナの感染状況が「感染状況が厳しい圏域」の範囲である場合も実施できること。新しい生活様式を厳守すること。人が集う場合は、密閉空間にならず、人同士の間隔を十分に確保できること。
- ⑤ 県民への周知として、CMやSNSなどを活用し周知を図ること。
- ⑥ 県民が全体的に盛り上がるような仕掛けを実施。例えば、SNSを活用し、家庭での食事・団らん風景などのインスタキャンペーンや投稿してもらった写真を活用したモニュメント作成により口蹄疫終息10年のPRを行う。またプレゼント企画なども検討すること。
- ⑦ 実施期間中の各月の29日（2月は28日）に「口蹄疫終息から10年」「ジモミヤラブ」に係るPOPを店頭に掲げ、パック等にシールを貼り付けるなど今回のイベントの関連事業を実施する。

※イメージフロー



### (3) 実施日時

#### ①メイン企画

1月29日から2月9日までの12日間を実施期間（フェア）とする。フェア期間中は、県産食材を利用した弁当、総菜の販売。

そのうちの土日当たる1月30～31日、2月6～7日については食材セット、オードブルを販売。

#### ②連動企画

11月29日、12月29日、1月29日、2月28日、3月29日

### (4) 業務フロー

- ① イベント全体の構成、構築及びスケジュール調整
- ② 販売店舗の募集及び調整
- ③ 各店舗におけるメニュー作成・販売検討支援
- ④ 食材の国庫補助金の申請関係支援
- ⑤ 県民への周知活動（CM・ポスター・のぼりなど）の検討及び実施
- ⑥ SNSを活用したプレゼント企画等の検討及び実施

### (5) 新型コロナウイルス感染症対策

- ① 国等のガイドラインに沿ったイベントの企画・実施
- ② 必要資材準備及び会場設営・設置
- ③ 必要なスタッフの配置

### (6) その他

- ① メディアへのアプローチを積極的に実施すること。
- ② 委託期間を通じて効果的な情報発信に努めること。

## 6 企画・実施で重視する視点

以下の視点を取り入れた企画を実施すること。

- ① 県産農畜水産物の魅力を発信する企画の実施。
- ② 県産農畜水産物の販売・消費促進及び認知度向上が図られる取組の実施。

## 7 著作権等の取扱い

### (1) 著作権

本仕様書により作成された成果品及びそのデザインや写真等のデータ等すべての著作権は、宮崎県に帰属する。

### (2) 権利関係の処理

素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。

## 8 実績報告

業務終了後、速やかに業務委託契約書に定めるところにより実績を報告すること。

## 9 その他

本仕様書について疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、必要に応じ宮崎県と受託者で協議し、対応することとする。